



環境省

## 第2回 グリーン購入と環境配慮契約における 地方公共団体に期待する役割

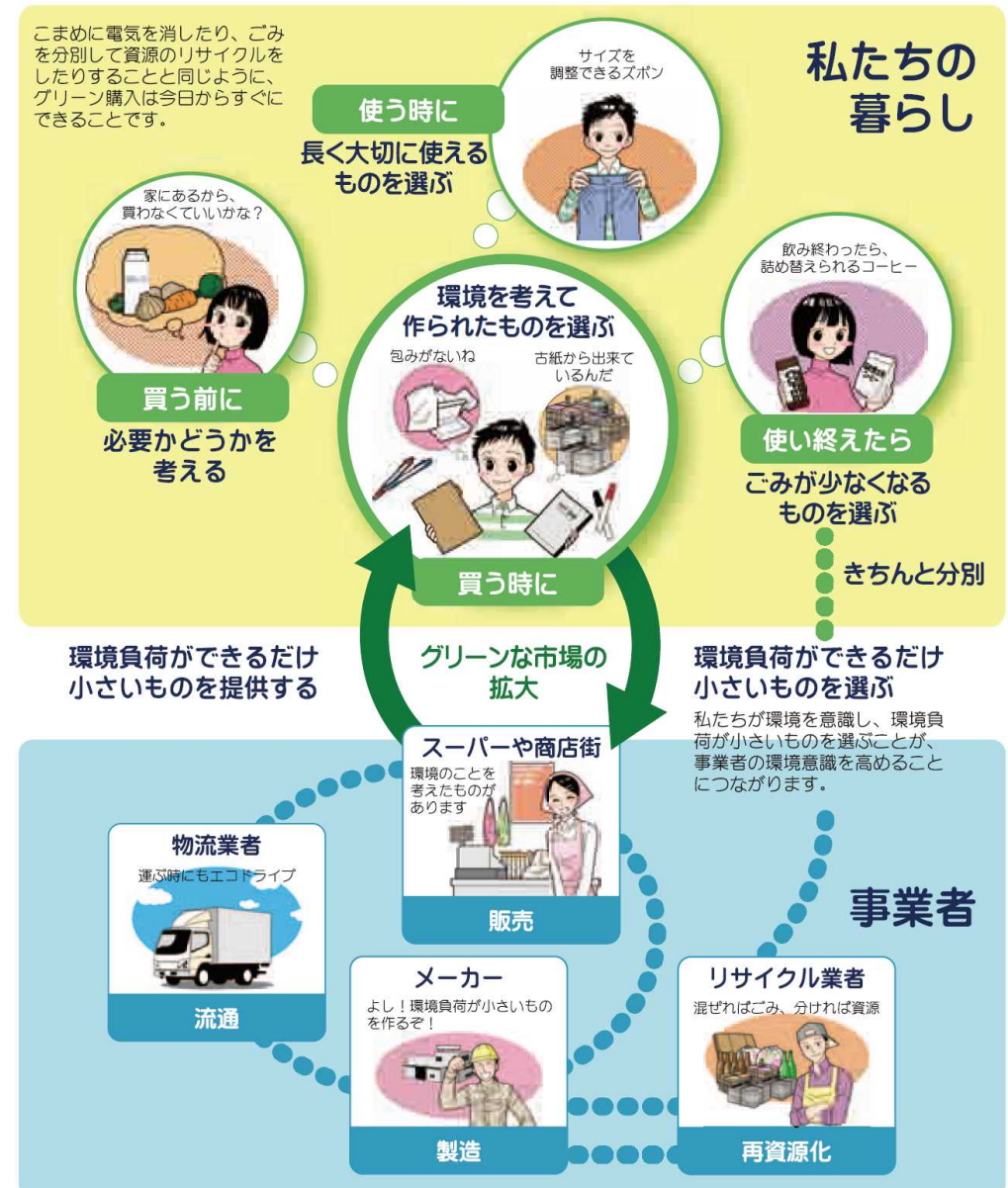
令和3年3月

環境省 大臣官房 環境経済課



## ■ 地方公共団体が取り組む意義

- 地方公共団体は、地域経済にとって大口の消費者であることから、その取組は地域内へ波及する。
- 地方公共団体のグリーン購入や環境配慮契約の実践は、地域のエネルギー消費や廃棄物の発生量を抑制するだけでなく、環境配慮型製品やサービスの普及につながる。
- 住民や事業者に環境配慮行動を広げることができ、地域の自然環境の保全に大きな影響を与えることができる。



## ■ グリーン購入法における地方公共団体の位置付けと役割

- 循環型社会を形成するため、環境に配慮した製品やサービスを優先的に購入（グリーン購入）する仕組みとして、グリーン購入法が2001年（平成13年）から施行。
- 地方公共団体には、以下の4つの努力義務が求められている。

### 1. 需要転換措置※の実施

区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努める。（第四条）

### 2. 調達方針の作成

毎年度、物品等の調達に関し、（中略）当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努める。（第十条）

### 3. 調達目標の作成

区域の自然的社会的条件に応じて（中略）当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。（第十条）

### 4. 調達の実施

当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行う。（第十条）

※ 直接の調達のほか、地域内での普及啓蒙等が該当する。

## ■ 環境配慮契約法における地方公共団体の位置付けと役割

- 温室効果ガスの削減に向け、環境配慮契約の具体的な方法を定めた仕組みとして、環境配慮契約法が2007年（平成19年）に施行。
- 地方公共団体には、以下の **4つの努力義務** が求められている。

### 1. 環境配慮契約の推進

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。（第四条）

### 2. 契約方針の作成

温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約に関する方針を作成するよう努める。（第十一条）

### 3. 契約種類の特定

温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定める。（第十一条）

### 4. 契約実績の公表

環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努める。（第十一条）

## ■ 地方公共団体の特徴

- グリーン購入及び環境配慮契約について、一番理解しているのは環境部門であるが、実践は調達担当である、総務部門や契約部門、担当部局、各行政委員会等が行う。
- グリーン購入及び環境配慮契約は、組織的・継続的に実施することが必要であるが、人事異動等により、定期的に担当者が変更となる。

組織的・継続的に実施するためには、環境部門だけでなく、複数の部署と緊密に連携を図ったうえで、ルール化（明文化）することが必要。

調達や契約の仕方を  
文字化する！



【環境課】



【総務課】



【教育委員会】



【財政課】



【契約課】



【水道課】

- **環境に配慮された製品やサービスを調達するグリーン購入の取組や、環境に配慮した製品やサービスを契約する環境配慮契約は、循環型社会の形成及び温室効果ガスの削減を通じた地球環境の改善に重要な活動である。**
- **地方公共団体がグリーン購入や環境配慮契約に取り組むことにより、地域経済や事業者・市民へ与える効果は大きく、サプライチェーンを通じた製品の環境配慮が促され、環境配慮型製品が購入しやすい環境の整備にも貢献する。**
- **グリーン購入や環境配慮契約を効果的に取り組むためには、環境部門だけでなく、総務や契約、出先機関等、複数の部署が緊密に連携を取りながら継続的に実施することが重要な課題である。**



環境省